

平成22年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年3月10日（水）
開会 午後3時00分 閉会 午後4時45分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、岸田薫子、文珠清道、森益美、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 水野孝典、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 増田卓雄
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 谷口良明
- 6 書 記 教育総務課長 栗倉小夜子
- 7 議 事
- (1) 議案第31号 平成22年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
 - (2) 議案第32号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
 - (3) 議案第33号 京丹後市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
 - (4) 議案第34号 京丹後市図書館協議会委員の任命について
 - (5) 議案第35号 京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - (6) 議案第36号 京丹後市指導主事の任命について
 - (7) 議案第37号 京丹後市社会教育指導員の委嘱について
 - (8) 議案第38号 京丹後市地域公民館長の任命について
 - (9) 議案第39号 京丹後市立資料館長の委嘱について
 - (10) 議案第40号 京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について
 - (11) 議案第41号 京丹後市立学校勤務府費負担教職員公益通報取扱規程の制定について
 - (12) 議案第42号 2010ウエスタンリーグ公式戦に係る後援について
 - (13) 報告第2号 第1回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」の実施について

【追加議案】

- (14) 議案第43号 京丹後市立学校セクシュアル・ハラスメント防止要綱の一部改正について

8 そ の 他

(1) 諸報告

- ① 平成22年度入学式への対応について

② 平成２２年度入学式祝辞の確認について

(2) 各課報告

＜学校教育課＞

① ３月学校行事予定について

＜社会教育課＞

① 学校支援地域本部事業第２回実行委員会について

② ウェスタンリーグ開催実行委員会第１回会議について

③ 京丹後市スポーツ振興審議会について

④ 平成２１年度成人式合同リハーサル及び市の歌のレコーディングについて

⑤ 生涯学習ボランティア養成講座について

⑥ 京丹後市総合文化祭について

＜文化財保護課＞

① 平成２２年度新春企画展「ひな人形展」について

② 豪商稲葉本家お雛さま展示について

９ 会 議 録 別添のとおり（全１７頁）

１０ 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成２２年 ４月 ２日

委 員 長 上羽 敏夫

署名委員 岸田 薫子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫
- 〔被招集者〕 岸田薫子、文珠清道、森益美、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 水野孝典、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 増田卓雄
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 谷口良明
- 〔書 記〕 教育総務課長 栗倉小夜子

〈上羽委員長〉

ただ今から「平成22年 第5回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

学校の年度末にあたり、感じたことを申し上げます。

文科省の学習指導要領は生徒に教える「基準」であり、達成すべき「目標」ではありません。「生きる力」や「確かな学力」等、本市の「指導の重点」でも学校現場にお願いしているところがございます。目標は、具体的に結果としてどういう状態を目指すのかを特定しませんでした、単なるスローガンに過ぎないものとなり、「目標」とは言えません。求める結果と比較出来ないものは、目標とは言えないと思います。

ややもすると、教育の現場では手段自身に価値があるものと誤解されているようだ、識者からも指摘をされています。

さて、本市では、12日中学校、19日小学校で卒業式が執り行われます。卒業していく生徒が、京丹後市で学んで良かった、生きてきて良かったと思える環境づくりや、指導が出来たでしょうか。本市の将来を託すための「教育」のあり方に重い責任を感じながら反省をしているところであります。

教育委員長としての行事出席等につきましては、2月12日と17日は市議会、3月2日と3日も市議会へ、4日は教育委員会の臨時会を開会致しました。

本日の議案は、ご案内のとおりでございます。委員各位の活発なご議論をお願い致しまして、開会のご挨拶と報告と致します。

それでは次に、米田教育長から、第2回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

皆さん、こんにちは。ご苦勞様でございます。今委員長からございましたが、卒業式が近づいてきます。各委員さんにはお世話になりますが、よろしくお願いします。

今年の卒業生ですが、中学校の卒業生は695名ですが、新入生は580名の予定です。中学生は115名の減になります。今の橘中学校が116名ですので、橘中学校が1つ消えるというくらいの減り方ということになります。多くの学校で学級減になり、中学校の教職員も定数が7名減するという実態でございます。小学校の場合は、来年度46名減ることになります。大宮第三小学校の児童数が41名ですので、大宮第三小学校が1つ消えるくらいのことになっていくということで、卒業が来る度に生徒が減っていくということで、大変寂しく思っております。

「教育長動静」朗読説明

〈上羽委員長〉

ただ今の教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いを致します。

次に会議録の承認を行います。第2回の署名委員は岸田委員、第3回の署名委員は文珠委員、第4回の署名委員は森委員です。会議録については、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈上羽委員長〉

原案どおり承認を致します。

本日の会議録署名委員の指名を致します。

岸田委員を指名しますのでお願いを致します。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈上羽委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第31号から議案第39号までの9議案については、人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしということで全員の賛同をいただきましたので、議案第31号から議案第39号までの9議案については非公開と致します。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第31号「平成22年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第31号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第31号「平成22年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３２号「京丹後市社会教育委員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３２号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３２号「京丹後市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３３号「京丹後市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３３号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３３号「京丹後市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第 3 4 号「京丹後市図書館協議会委員の任命について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第 3 4 号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第 3 4 号「京丹後市図書館協議会委員の任命について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第 3 5 号「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第 3 5 号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第 3 5 号「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３６号「京丹後市指導主事の任命について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３６号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３６号「京丹後市指導主事の任命について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３７号「京丹後市社会教育指導員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３７号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３７号「京丹後市社会教育指導員の委嘱について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３８号「京丹後市地域公民館長の任命について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３８号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３８号「京丹後市地域公民館長の任命について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第３９号「京丹後市立資料館長の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第３９号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第３９号「京丹後市立資料館長の委嘱について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

これより会議を公開とします。

次の議案に入らせていただきます。

議案第40号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

教育次長から提案を致します。

〈水野教育次長〉

議案第40号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」、提案説明をさせていただきます。元々この京丹後市外国語指導助手につきましては、JETプログラムにより国の機関からあっせんを受けて、本市が受け入れて、学校教育現場で活用している職員でございます。この外国語指導助手の服務等に関する規則の中身に係わって、従来地方公務員という資格を有するJET参加者においては、民間法制上の用語が使われてきたということで、これは適切ではないと総務省の公務員課の指摘を受けて、この度国レベルにおいて用語の再整理が行われたところでございます。今回その方針を受けまして、本市が持っておりますこの規則の一部改正をしようとするのが趣旨でございます。

全般的に申し上げますと、従来の用語として使われていた「契約」或いは「再契約」という言葉が、「任用」或いは「再度の任用」という言葉に改められました。また、「解雇」と使われていた用語が、「免職」とされます。また、「契約団体」と使われてきた用語が、「任用団体」と改められます。また「就業規則」とありましたものを「任用規則」と改められます。また、「給料」とありましたものが、「報酬」と改められます。また、「旅費」とありましたものが、「費用弁償」と改められます。このような趣旨を踏まえて、こういった関連する用語は、平成22年度の事業に係したものの切替えを行うということになります。

以下、要点のみ、新旧対照表に基づいて確認いただくということで、後は簡単に説明させていただきます。新旧対照表の現行と改正案を見比べながらざっと見ていきたいと思います。まず現行で「外国語会話学習」とありますものを、「外国語活動」と変更致します。次ページから新たに出てくるもののみ、以下指摘をさせていただきます。第5条の表題にあります「契約期間」を「任用期間」と改正致します。同じく第7条の「解雇」という言葉を「免職」と改めさせていただきます。「禁固」とある文字を「禁錮」と改めるということでございます。第8条関係ですけれども、「改訂」の文字を「改定」に変更するということでございます。それから3項目のところの「給与期間の現日数」とありますものを「支給対象となる期間の現日数」と改正を致します。第10条のところですが、「旅費」とありますものを「費用弁償」と改めることになります。2号に当たるところですが、「第三者と雇用契約に入らないこと」という文言がございますが、これを「第三者と雇用関係に入らないこと」と改めるものでございます。次ページに「教育委員会と再契約する」という文言がございますが、改正後は「教育委員会に再度任用される」と改めるものでございます。次のページで、「この規則は平成22年4月1日から施行する。」、「2 この規則による改正後の京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に任用する指導助手について適用する。」の附則を加えるものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

〈上羽委員長〉

議案第40号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いを致します。

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第40号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議はございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第41号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員公益通報取扱規程の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

議案第41号につきましても、教育次長から提案致します。

〈水野教育次長〉

議案第41号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員公益通報取扱規程の制定について」、提案説明を致します。今回の規程の制定につきましては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づきまして、京丹後市立の小学校及び中学校に勤務していただきます府費負担教職員からの公益通報を適切に処理するために、この度制定しようとするものでございます。その考え方と中身について、別紙により説明をさせていただきます。

規程自体は、ここにご覧いただきますように、全体で3条からなる極めて簡単な構成となっておりますが、別紙の次ページに京都府教育委員会の要綱ということで、「公益通報者保護法に基づく内部の教職員等からの通報処理要綱」というものがございますが、基本的に今回本市教育委員会訓令として制定しようとしております規程につきましては、この京都府教育委員会が定めております要綱を準用するという考え方でございます。

そこで別紙に戻っていただきまして、本市が制定しようとする規程の中身を簡単に紹介させていただきたいと思えます。まず目的と致しまして、第1条で「この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、教職員からの内部通報を受け付け、内部通報を行う者の保護を図りながら必要な措置を講じることにより、法令遵守を推進し、教育行政の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。」ということでございます。第2条で定義と致しまして、第1条の「教職員」とは、京丹後市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員を指しております。第3条で、先ほど申し上げました準用という考えをここに書いております。京丹後市教育委員会における教職員からの公益通報処理に関し必要な事項については、公益通報者保護法に基づく内部の教職員等からの情報処理要

綱（京都府教育委員会要綱）の規定を準用するという考え方でございます。この場合におきまして、「教職員等」とあるのは、「京丹後市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員」でございますし、「府立学校」とあるのは「京丹後市立学校」と読み替え、「京都府教育庁の本庁」とありますのは「京丹後市教育委員会」と読み替え、「京都府教育庁管理部教職員課」とありますのは「京丹後市教育委員会事務局内」と読み替え、「教職員課」とありますものは「教育委員会事務局内」と読み替え、「教職員課長」とあるのは「教育次長」とそれぞれ読み替えるということでございます。このような京都府の要綱を準用するという形で、この度本市の規程を制定しようとするものでありまして、この規程につきましては、この4月1日から施行していきたいと考えております。以上でございます。

〈上羽委員長〉

議案第41号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いを致します。

これは基本的には、学校の中で保護者、市民に対して不利益が生じるのにも係わらず、不正や怠慢なことが行われているということに対して、それを内部通報することによって是正して、公益になるということだと思います。知らない顔をしていてそれが1年、2年に亘って、市民、保護者に不利益を被っていたというような場合の想定は出来ないものでしょうか。そういうことはあり得ないということが前提になっているのでしょうか。

1年以上の長期に亘って学校ぐるみで隠匿されるような事態が、後で分かった時の問題です。そういうようなことは、起こり得ないという前提の下では、その都度内部告発によって是正していくということですね。そして内部告発した人を法的に保護していくということですね。

〈水野教育次長〉

例えば隠蔽等のことがあって、1年後や2年後の時点で誰かが内部通報するとした場合には、そのことによって不利益を受けないように通報者を保護し、守るという趣旨です。

〈上羽委員長〉

そこまでは分かりますが、その間に受けた不利益というものの関係についての問題があります。本来的には、不利益を受けた者にしてみれば、訴える権利、何とかしないかという権利が発生する可能性がありますね。

〈水野教育次長〉

委員長が言われるのは、学校が全体としてそういう不正が行われながら、黙っている。そのことで、保護者や地域の方々が不利益を被ったという構図ですね。

この要綱の趣旨は、学校現場における学校業務等々について不正なことが行われていると判断した教職員が、そのことを教育次長に通報するという仕組みなので、委員長がおっしゃっている地域の保護者等の方が1年後に発覚したことで実は不利益を被っていたということに対する制度ではないというご理解をいただければと思います。

〈岸田委員〉

校長先生のパワハラを訴えるとか。

〈水野教育次長〉

そのことについては、追加議案で別途ご協議いただきます。

〈上羽委員長〉

私が何故申し上げたかという、アメリカでトヨタ車のリコールの問題が発覚しましたね。あれはトヨタは技術的には問題ないと言っている、保障や修理の関係を含めた対応、また初期段階での説明の不足により米国民に不利益を与えたということで、議会が大きく取り上げているわけですね。そのようなことと関連する考え方で申し上げました。教育次長が説明された内容はよく理解しておりますが、市民の側からすると、公務員だからこれで良いという部分があるなと思います。だからといって、性善説に基づいてこういうものは出来ているので、それは仕方がない、運が悪かったということになると、これは問題だなと思います。俗世間的な話題にさせてもらいました。

〈水野教育次長〉

これはあくまでも、学校教育現場での不正、不備、法令違反といったことについて、教職員が不正を正そう、看過出来ないということで内部通報する、その方を規定として保護しようという趣旨の制度を今回作ろうということです。

〈上羽委員長〉

これの趣旨はみな分かっています。私が敢えて申し上げたのは、市民感情からすると、そういう部分が残っているなと、これは前進なので良いが、別にこれにどうこうという問題ではなく、こういうふうに良いようにしてもらっても、裏からいくとまたそういうことも市民からあると思います。そうするともっと高い位置で見据えたり、そういうことを言われても分かるシステムが正常に作用しなければ困ってしまうと思います。取り留めのない話になりました。

議案第41号をご説明いただきました。

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第41号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員公益通報取扱規程の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第42号「2010ウエスタンリーグ公式戦に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長から提案致します。

〈水野教育次長〉

議案第４２号「２０１０ウエスタンリーグ公式戦に係る後援について」、提案説明をさせていただきます。本件につきましては、例年実施されている行事でございますが、ウエスタンリーグ開催実行委員会からの教育委員会後援名義の使用申請が出ております。この催し物につきましては、今年は４月２４日と２５日の両日、峰山球場において行われるウエスタンリーグ公式戦でございます。今回は阪神タイガース対広島東洋カープの対戦となります。例年後援をさせていただいております。今回につきましても、後援をさせていただこうと考えております。以上でございます。

〈上羽委員長〉

議案第４２号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いを致します。

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第４２号「２０１０ウエスタンリーグ公式戦に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に報告議案が１件あります。報告第２号「第１回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」の実施について」を議題と致しますので、説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきまして、教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

報告第２号「第１回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」の実施について」、報告をさせていただきます。お手元の資料「報告第２号」をご覧くださいと思います。

作文コンクールにつきましては、昨年の１１月３日、大宮町善王寺のご出身でニチコン株式会社の創業者、故平井嘉一郎氏の生誕１００年を記念して、奥様の平井信子様によりまして、京丹後市立図書館大宮図書室に平井嘉一郎文庫が開設されました。この度平井信子様のご厚志によりまして、引き続き作文コンクールを支援したいというお申し出がございまして、教育委員会が主催し、後援平井信子様ということで、第１回の作文コンクールを実施しようとするものでございます。対象となりますのは、後援者のご意向によりまして、当分の間ということでございますが、大宮町在住の小学校４年生から６年生までの児童と限定されております。作文の題名と致しましては、①私が大きくなったらこんな人になりたい、②こんなふるさとの町であってほしい、③平井文庫の本を読んで、といずれかの題によって、作文４００字詰原稿用紙に３枚以内に応募いただくということです。この学年は新年度の４年生から６年生までということになりますが、今年４月１日から４月１

0日までの募集期間として、公募致します。入賞者等につきましては、チラシに書いておりますような賞品、賞状等が贈呈され、また関連行事への出席も要請されております。以上でございます。

〈上羽委員長〉

ただ今、報告議案につきまして、説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお願いを致します。

大宮町内に在住するということで対象者を限定しておりますが、京丹後市教育委員会としては地域公民館活動の内ではないので、私どもがさせていただくという格好になったときに、その辺が少しあやふやです。個人の遺志としては地域に限定をという意図もよく分かるのですけれども、大きな括りの委員会としての基本的な考え方になってきたときに、将来的には考えを幅広く持っていただかないと、具合が悪いのではないかと私は個人的に思います。

〈岸田委員〉

寄贈されたのが大宮図書室なので、実際には遠くからなかなか読みに来ないかなと思います。4年生から6年生までというのがちょっと（低学年でも）と思いました。でも、ご主人の遺志を、奥様の思えるとおりにということで、あまり言えないのではないかと思います。

〈上羽委員長〉

京丹後市教育委員会の主催ということであれば、もう少しその辺の整理を工夫してやって、どこからそういうことが出たときにでも、それは純真にその地域でのということが言えて、不公平感を感じないようなことを注意しておかなければ、ある日突然言われたときに、委員会としては問題があるのではないかという懸念を持って申し上げただけのことで、決してこれに異議を申していることではありません。

〈水野教育次長〉

私自身が問題意識を持っております。議案の経過だけ報告させていただきますと、主催京丹後市教育委員会、後援平井信子様という形に落ち着いておりますが、当初原案として平井様にお示ししたのは、ニチコン関係の団体の主催、後援を京丹後市教育委員会という構図も併せてご提案しておりました。それと同時にこの作文コンクールの対象は、大宮町の児童限定ですかと、もう少し京丹後市教育委員会という立場なので、全市的なエリアへの広がりはありませんかということもご確認しておりましたが、当面の間ということで、大宮町に限定して、軌道に乗るまではこのような姿でお世話になりたいというようなお考えのようでして、京丹後市教育委員会主催で後援平井信子様という形をとらせていただきました。

〈上羽委員長〉

当然それくらいのことは考えておられると思っておりましたが、敢えて委員さんにその認識は分かっているかわからないと困るので言わせてもらいました。何も意識なしでは、市民から何を考えているんだと言われたときに、理由を言えるようにということです。

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案1件が準備されていますので、議案の審議をお願いしたいと思います。

議案第43号「京丹後市立学校セクシュアル・ハラスメント防止要綱の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長から提案致します。

〈水野教育次長〉

議案第43号「京丹後市立学校セクシュアル・ハラスメント防止要綱の一部改正について」、提案説明をさせていただきます。現行の防止要綱につきましては、平成16年4月1日、教育委員会訓令で定めておりますけれども、現行ではセクシュアル・ハラスメントということで、専ら嫌がらせの防止、それに対する救済措置等々を規定してきております。この度セクシュアル・ハラスメントという考え方をセクシュアルだけに限定することなく、いわゆる嫌がらせ一般ということで改めようというものでございます。従いまして、今回の改正につきましても、セクシュアル・ハラスメントとありますものを、概念を広げまして、嫌がらせ一般ということで、ハラスメントの防止要綱に作り変えようということでございます。従いまして、新旧対照表をつけておりますけれども、基本的に現行で「セクシュアル・ハラスメント」とありますものを、「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント」といった表現で、今次パワー・ハラスメントの問題が社会化している現状を鑑みまして、「セクシュアル・ハラスメント」とともに「パワー・ハラスメント」と改めようとするものでございますし、「セクシュアル・ハラスメント」とありますところは、基本的に「ハラスメント一般」ということで、文言の訂正をしようとするものでございます。

これも新旧対照表によりまして、簡単にご確認をいただければと思いますが、第1条「セクシュアル・ハラスメント」を「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント」に改めるものでございます。また第2条のところでは、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称として「ハラスメント」を定義しております。以下、「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」を「ハラスメントに起因する問題」、同じような改正内容が続いております。2ページ目でございますけれども、新たに改正案では3号で、パワー・ハラスメントという言葉の定義を加えております。「職員が職務上の権限や地位等を背景に本来の業務の範疇を越えて継続的に他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動をいう」ということで、定義をしております。それから第4号関係で、セクシュアル・ハラスメントへの対応ということで、「職務上の地位を利用した交際又は性的な関係の強要等に対する拒否」とありますものを、ハラスメント一般への表現に変更しております。以下このページにつきましても、「セクシュアル・ハラスメント」を全て「ハラスメント」の文言に置き換えております。次のページでございますが、上から1行目、2行目辺りも同じ趣旨で文言を変更しております。このページ全体を通じまして、「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に変更しております。次のページでございますが、このページにつきましても全て「セクシュアル・ハラスメント」の文言を「ハラスメント」に変更しております。次のページでございますが、このページにつきましても全て「セクシュアル・ハラスメント」の文言を「ハラスメント」に変更しております。次のページでございます

が、第3項ですが、「委員会は、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、総括指導主事等をもって組織する」と現行でありますものを、改正後は、これに教育理事を加えたメンバーでこの委員会を組織するとしております。附則と致しまして、この訓令は、平成22年4月1日から施行することとしております。

それから別表第1（第4条関係）でも、「セクシュアル・ハラスメント」の用語を「ハラスメント」に置き換えております。次ページで、改正後の第4項目、「業務と関係ない、あるいは指導の範囲を超えた感情にまかせた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと」ということが心構えとして、付け加わっております。以下、「セクシュアル・ハラスメント」の用語を「ハラスメント」に置き換えております。次に別表第2につきましても、「セクシュアル・ハラスメント」の用語を全て「ハラスメント」に置き換えております。以下同様でございます。

この改正の背景には京都府教育委員会におきましても、これらのパワハラ、セクハラといった嫌がらせに対応するために、京都府立学校セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱が改正されております。これに併せまして、本市におきましても、所要の改正を行うということでございますし、苦情処理委員会の構成員の中に教育理事が従来明記されておりましたので、今回追加するというところでございます。以上です。

〈上羽委員長〉

議案第43号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第43号「京丹後市立学校セクシュアル・ハラスメント防止要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了をさせていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈水野教育次長〉

①平成22年度入学式への対応について

4月6日 幼稚園入園式

4月7日 小学校入学式

4月8日 中学校入学式 出席及び祝辞の朗読

間人小学校の始業式には、教育長が対応

②平成22年度入学式祝辞の確認について

(2) 各課報告

〈増田学校教育課長〉

- ① 3月学校行事予定について
 - 3月12日 中学校卒業式
 - 3月19日 小学校卒業式
 - 3月24日 幼稚園卒園式・幼小中修了式
 - 3月27日 竹野小学校閉校式

〈安達社会教育課長〉

- ① 学校支援地域本部事業第2回実行委員会について
 - 2月23日 21年度活動報告及び22年度実施報告
- ② ウェスタンリーグ開催実行委員会第1回会議について
 - 2月23日 入場料及び販売方法、宣伝方法等について
- ③ 京丹後市スポーツ振興審議会について
 - 2月25日 21年度社会体育事業の報告等
- ④ 平成21年度成人式合同リハーサル及び市の歌のレコーディングについて
 - 2月27日 市内4児童合唱団・丹後吹奏楽団によるアトラクション
合唱団と丹後吹奏楽団による共演、丹後吹奏楽団の演奏
- ⑤ 生涯学習ボランティア養成講座について
 - 3月4日、9日、11日、16日 4回の講座の開催
- ⑥ 京丹後市総合文化祭について
 - 3月13日、14日 総合作品展及び舞台芸能祭

〈吉田文化財保護課長〉

- ① 平成22年新春企画展「ひな人形展」について
 - 2月16日～3月30日 網野郷土資料館（無料開放日3/7(日)）
- ② 豪商稲葉本家お雛さま展示について
 - 2月26日～3月30日

(3) その他

- ① 3月27日（土）10:00 竹野小学校閉校式
- ② 4月14日（水）9:30 京丹後市校（園）長会議（教育委員新年度挨拶のみ）
- ③ 4月14日（水）13:30 地教委連幹事会・役員会（委員長・教育長出席）
- ④ 5月11日（火）15:00 地教委連総会・研修会、懇親会（伊根町：教育委員出席）

〈上羽委員長〉

全体を通して、何かご質問がございますか。

〈岸田委員〉

京丹後市総合文化祭は、これからもずっと開かれるのでしょうか。また、時期も同じ時期になりますか。

〈安達社会教育課長〉

はい。今回は3月ということになりましたけれども、ひょっとすると年内ということもあるかも分かりません。

〈岸田委員〉

各町の文化祭や丹後美術工芸展と作品が重なってしまうので、出品はしないというものもあったので。

〈上羽委員長〉

社会教育課長、京丹後市の歌の活用ですが、出来るだけもう少し市民の耳に届くようにして下さい。成人式のときに歌っても、市民の耳には届きません。何も活用出来ていないのではないかというふうに言われないように、何かもう少し機会を捉えて市の歌だとアピールが出来ないかなという工夫をしていただきたいと思います。

〈安達社会教育課長〉

何か出来ないか考えておりまして、例えばにここカーや防災行政無線で流す等を考えております。

〈上羽委員長〉

防災行政無線で、お昼の時間帯でも流せたら良いと思います。

〈安達社会教育課長〉

FMたんごでも流してもらおうとか、考えてみます。

CDの貸し出しも考えております。一番に公共の機関に配布することを考えております。

〈岸田委員〉

学校は全部に配ってもらわないと。

〈水野教育次長〉

学校には配ります。

〈岸田委員〉

1番と4番しか録音されませんでした。

こんなのでレコーディングになったのかなと言って帰りましたけれども。

〈上羽委員長〉

制定委員をしていた過程で、色々議論がありました。そのなかで市が当初800万円を予定しており、私の市民感覚からすると大事業だったのを、果たしてそれだけのお金をかけて市民に納得していただけるかという喧々譁々の議論があって、結局藤原さんをお願いして、梅田さんにもご無理をお願いして、せっかく出来た市の歌ですので、そういうような経過を考えたときに、もっと広く大事に市民に知ってもらわないことには、行政はそん

なものかというふうに思われると不信任に繋がると思うので、特に私自身が制定委員をしていたので、強く思いますのでよろしくお願いを致します。

以上で第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。皆様ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後4時45分 〉

[4月定例会 平成22年4月 2日(金) 午後3時00分]

[5月定例会 平成22年5月11日(火) 午後1時00分]